

ハッ場ダム住民訴訟通信-81

2012年8月30日発行

ハッ場ダム東京控訴審、控訴人(住民側)3裁判官を「忌避」。

原子力村の例もある。政官業学の癒着は日本の問題点だ。何故、裁判長はそこに目を向けぬのか。このような訴訟指揮のもとでは審理はできない。忌避する。(高橋弁護団長発言)

8月7日、ハッ場ダム東京控訴審は嶋津暉之、関良基、両証人の尋問が行われました。嶋津証人は東京地裁が「被告の裁量の範囲内」とした東京都の水需給計画がいかに過大なものであったか、判決後の水道使用量は原告の主張通り激減している様を図表をもって示し、関証人は利根川の基本高水 22000 トンは如何に非科学的で恣意的に算出されたものかを科学的に喝破し、一審判決の不当性を明らかにしました。それに対し被控訴人側(東京都)は反対尋問すらせず、裁判の幕引きを図ろうとしました。控訴人側(住民)は、嶋津・関証言で指摘された問題の当事者である東京都水道局長、関東地整河川部長等を証人として呼ぶよう請求、真実を明らかにするよう求めました。裁判長は10分の休憩を提案、再開後証人申請のすべてを却下、冒頭の高橋弁護団長の「忌避」宣言となりました。

忌避された裁判官は大竹たかし、後藤博、栗原壯太の3名。控訴人側は8/10に忌避理由書を提出。東京高裁は8/17却下。8/21控訴人側は最高裁へ特別抗告状を提出。審理を待ちます。

嶋津暉之証人の証言要旨

- 1 東京都水道の1日最大給水量の実績は1992年の617万トンピークに2011年には480万トンまで減少している。その差137万トンは東京都のハッ場ダムからの予定受水量43万トンの3倍にも達する。それにも拘らず計画値は2010年を600万トンとしている。
- 2 この間、東京都は水需要予測を外部機関に委託し、その調査結果は実績と同様減少傾向を示していたにも関わらず、本年再び過大な新予測を発表した。
- 3 新予測は2011年実績が480万トンであるにも関わらず、2015年を592万トンと増加させている。そのカラクリは、これまで過去10年～15年の実績を基礎データとしていたものを、35年も遡り、水需要が右肩上がりに増え続けた時代の数値を用いている。有収率は2010年実績では96.2%まで改善されているものを、94%としている。負荷率は近年水道使用量の季節変動が小さくなり、90%前後にあるものを79.6%としている。

※有収率＝浄水場からの配水量の内、水道使用者のメータで測られた有料の使用水量の割合。漏水防止対策が進めば有収率は上がる。1日平均使用水量から1日平均給水量を求める係数。

※負荷率＝1日平均給水量から年間で突出した給水量＝1日最大給水量を求める係数。

※都の新予測 2015年1日最大給水量592万トン、1日平均使用水量443万トンを実績からの予測と比較。

■都の新予測：443万t ÷ 有収率 0.94 = 1日平均給水量 471万t、471万t ÷ 負荷率 0.796 = 1日最大給水量 592万t。■実績からの予測：443万t ÷ 有収率 0.962 = 1日平均給水量 460万t、460万t ÷ 負荷率 0.9 = 1日最大給水量 511万t。1日最大給水量で81万トンもの差が出ます。

関良基証人の証言要旨

利根川の基本高水 22000 トン/秒は、既往最大の洪水であるカスリーン台風の再現計算を基に求めます。しかし戦後実測された洪水は中規模洪水でしかなく、それを基に計算すると洪水が大きくなるほど過大な数値が出ることは検証にあたった日本学術会議も認めざるを得ず、関証人は22000トンありきの恣意的な操作を科学的に実証し追及しました。

- 1 最終流出率 1.0 と 0.7 の違いが過大な洪水流出量を生む。

雨の降り始めから土壌が飽和状態になるまでの河川流出の割合を一次流出率といい、土壌が飽和状態になるまでの雨量を飽和雨量、飽和状態になった後の流出率は最終流出率と言われている。一次流出率、飽和雨量とも国の計算には問題があるが、国は一部を除き最終流出率を1.0としている。つまり土壌が飽和状態になると降った雨の100%が河川へ流出するとしているのだ。でも、それは計算上のことだけで、実際には100%流出することはない。森林学の常識では0.7と見るのが妥当な見方だ。例えば300mmの降雨のうち飽和雨量を100mmとすると、最終流出率が1.0と0.7では、200mm、300mmと増えるに従い扇の要と先端のように流出量に大きな開きが出る。この差が過大な洪水22000トンを生み出しているのだ。

※その他の証言は八ッ場訴訟HPの東京裁判「関意見書」をご覧ください・

証人申請の却下は、裁判所による真相糾明の阻止だ。

控訴審の争点は原告を敗訴とした一審判決の妥当性と、判決後明らかになった事実を審理し、高裁としての判断をくだすことです。嶋津、関、両証人は一審判決後明らかになった事実を述べました。その証言が妥当なのか、本当に事実なのか、裁判が真実を明らかにする場であるならば「一方を聞いて沙汰する」愚は犯せる筈がありません。また控訴人が申請した東京都の水道局長、関東地整の河川部長、日本学術会議の委員長は、むしろ被控訴人が自らの主張を裏付ける証人(敵対する側の証人なので、敵性証人と呼ばれる)として呼ぶべきものです。でも東京高裁は却下しました。被控訴人の沈黙を守ることによって真相の究明を阻止したのです。

2012年8月7日、司法が行政の走狗に堕ちた醜悪を市民は目撃しました。

官僚に官僚は裁けない。

だから行政訴訟(住民訴訟)こそ裁判員制度が必要なのだ。

戦後、日本国憲法は司法省を廃止し裁判(官)の独立を図りました。しかし司法行政の実権を握った「最高裁判所事務総局」は、裁判分析という手段で地裁・高裁の判決に介入、人事権を絡め、裁判(官)の独立を司法の内側から崩壊せしめました。さらに同事務総局は司法行政官として予算の獲得など他の省庁との連携が密になり、「行政の裁量」は相互不可侵の関係になってゆきました。

平成21年「裁判員制度」がスタートしました。しかし同制度は刑事事件に限られ、行政裁判(=住民訴訟)は蚊帳の外におかれました。市民の参加によって司法官僚が行政官僚を裁かざるを得ない事態を避けたかったからに他なりません。

この国が国民主権の国ならば、裁判員制度を行政裁判に適用することが必須の条件です。

茨城の会、水連絡会の代表が変わりました。

7月31日茨城の会幹事会に於いて以下のように代表人事が行われました。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会(茨城の会) 代表：濱田篤信 船津寛 柏村忠志
茨城県の水問題を考える市民連絡会(水連絡会) 代表：近藤欣子

これまで水連絡会の代表は船津寛、濱田篤信の共同代表でしたが、両代表とも八ッ場ダム裁判の原告であることから県当局との関係に支障をきたす恐れがあり、原告でない茨城の会の近藤欣子代表に就いていただき、船津寛氏は茨城の会共同代表に就いていただきました。正式には総会の承認になりますが、当面上記人事で進めて参ります。ご了承のほどお願いいたします。

八ッ場ダム裁判控訴審進行協議 日時：9月4日(火)午後3時30分 場所：東京高等裁判所
地下鉄千代田線「霞が関」 集合：1階ロビー、午後3時15分までお待ちします。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768